特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	中種子町　住民基本台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中種子町は，住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中種子町長

公表日
令和5年7月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	・住民基本台帳法（以下、「住基法」という）に基づき、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、住民票の写しや証明書等の交付・通知書の出力等を行う。また、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という）に本人確認情報を提供する。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①住民からの申請による、住民票の写しの交付 ②転出者への転出証明書の交付 ③本人確認情報等の住基ネットへの通知、 ④転出証明書情報通知の住基ネットからの受領及び転出処理 ⑤住民に関する事務の処理の基礎となる住民票に関する情報の他業務への移転 ⑥情報提供ネットワークシステムへの住民票関係情報の提供
③システムの名称	住民記録システム，住民基本台帳ネットワーク，団体内統合宛名システム，中間サーバー 証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民票情報ファイル，本人確認情報ファイル，送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第14条、第24条の2、第30条の6、10、12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民保健課
②所属長の役職名	町民保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中種子町　総務課 891−3692　鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地 問合せ先電話番号　0997-27-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中種子町　総務課 891−3692　鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地 問合せ先電話番号　0997-27-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅰ－５－② 所属長	町民保健課長　田中　昌隆	町民保健課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策		新規記載	事後	様式変更による新設
令和2年4月30日			令和２年４月１日時点	事後	
令和3年12月6日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二	事後	法改正による
令和5年7月3日	1-1-③ システムの名称		証明書コンビニ交付システム	事前	システム追加